くは察照して施行せんことを。須らく咨に至るべき者なり。外、理として合に移知すべし。此れが為に貴司に備咨す。煩為わて下悃を俯鑑せられんことを、等の因あり。具疏して奏明するの謹んで疏文を附して天恩に叩謝せんとす。仰ぎて冀わくは睿慈も

右、福建等処承宣布政使司に咨す

乾隆五十五年 (一七九〇) 十一月初二日

〔七七-〇六〕にある。 〔七七-〇六〕にある。 の奏の写し。ほぼ同文の礼部あての咨が

なり。
本国の属島に飄入せるや、均しく未だ定むべからず。統祈すらく本国の属島に飄入せるや、均しく未だ定むべからず。統析すらくなり。

右、福建等処承宣布政使司に咨す

乾隆五十五年(一七九〇)十一月初二日

国王尚穆より福建布政使司あて、不明の接貢船を探問するむ

2-77-11

ねの各

(乾隆五十五《一七九〇》、十一、二)

件、及び京回の使臣を恭迎して、業経に貴司に移咨す、等の因、一隻に坐駕し、前みて閩省に詣り、皇上の勅書併びに欽賜の物案照するに、乾隆五十四年冬、都通事王三秀等を遣わし、海船琉球国中山王尚(穆)、接貢船隻を探問する事の為にす。

未だ帰るを見ず。恐らくは或いは閩地に阻滞するや、抑も或いは茲に査するに、王三秀等の坐する所の原船は、今に至るも尚お

2-77-12

琉球国中山王尚(穆)、進貢の事の為にす。

率領し、 觔 観等を遣わし、表章を齎捧し、 期に当たり、謹んで耳目官馬継謨・正議大夫陳天龍・都通事鄭章 五百觔を装載し、一船は礼字第一百四十二号、煎熟硫黄六千三百 百四十一号、 年一貢なること、欽遵して案に在り。茲に乾隆五十五年の進貢の 照得するに、本爵、世々天朝の洪恩に沐す。会典に遵依して二 ・煉熟白剛錫一千觔を装運し、 海船二隻に坐駕し、 煎熟硫黄六千三百觔 煎熟硫黄一万二千六百觔・紅銅三千 梢役共に二百を過ぎざるの員名を 両船に分載す。一船は礼字第一 紅銅 一千五百觔 煉熟白剛錫

処承宣布政使司に至りて投納し、起送して京に赴きて聖禧を叩祝觔・紅銅一千五百觔・煉熟白剛錫五百觔を装載し、前みて福建等

注

す。

須らく符文に至るべき者なり。
須らく符文に至るべき者なり。
須らく符文に至るべき者なり。
須らく符文に至るべき者なり。
須らく符文に至るべき者なり。
須らく符文に至るべき者なり。
須らく符文に至るべき者なり。
須らく符文に至るべき者なり。

## 計開

副使正議大夫一員 正使耳目官一員 在船都通事二員 朝京都通事一員 存留通事一員 在船使者四 員 ③ 陳 陳 国 佐 堅 毛蘇 必 揚祖 馬継謨 梁元魯 鄭章観 陳天龍 向天禧 章 人伴一十六名 人伴六名 人伴八名 人伴一十二名 人伴一十二名 人伴七名

管船火長・直庫四名 (§)蔡任貴 慶全保在船通事一員 金晃 人伴四名

水梢共に一百二十名

右の符文は都通事鄭章観等に付し、此れを准けしむ

乾隆五十五年(一七九〇)十一月初二日給す

- (1)礼字第一百四十号の半印勘合 「礼字○○号の半印勘合」は、(1)礼字第一百四十号の半印勘合 「礼を意味している。本来勘合貿易は、日本など朝貢貿易を認めら疇での交易許可を指していたが、その方式が朝貢貿易以外の範疇での交易許可を指していたが、その方式が朝貢貿易以外の範疇を示している。本来勘合貿易は、日本など朝貢貿易以外の範疇を示している。「礼字○○号の半印勘合」は、
- 2 金堅 る。 家 夫に陞る(『家譜(二)』六二頁 在船都通事、嘉慶三年進貢二号船の在船都通事として中国に渡 「蒙聖上之諭設立神主以行吊礼」とある。 <u>+</u> 嘉慶四年進貢の帰途行方不明となる。 一七三六~?(乾隆元年~?)。久米系金氏 ₩. 具志堅里之子親雲上。 乾隆五十五年進貢頭号船 乾隆五十五年中議大 家譜には嘉慶十四年 (具 (志堅
- 船火長、五十五年の在船都通事として名がみえる。頁、鄭崇基の譜)。『宝案』では乾隆二十六年(一七六一)の管(3)陳国佐 久米系陳氏。幸喜通事親雲上(『家譜(二)』六九六
- では紫巾官として名がみえる。府)(『家譜(二)』一六二頁、阮翼の譜)。嘉慶十一年の具結状(4)夏廷璋 糸数親雲上。乾隆五十五年、嘉慶二年の在船使者(オ
- 四年「奉命設神主行祭」した(『家譜(二)』三三三頁)。系察氏(仲井間家)十三世。仲井間親雲上。乾隆五十五年進貢系祭氏(仲井間家)十三世。仲井間親雲上。乾隆五十五年進貢系)蔡任貴 一七五五~一八〇二年(乾隆二十~嘉慶七)か。久米
- 米系毛氏(吉川家)六世。吉川里之子親雲上。乾隆四十二~四(6)毛致志 一七五〇~一八一七年(乾隆十五~嘉慶二十二)。久

十七年、 ている。 官 (火長)となる。乾隆五十四・六十年、 中国音楽の師匠として首里の楽生たちの指導にあたっ 嘉慶五年中議大夫に陞る。 読書習礼のため福建に滞在。 六年異国大夫のとき漂着中 五十五年進貢二号船の総 嘉慶十年の江戸上り

国人の収容にあたっている(毛氏家譜)。

2-77-13 国王尚穆の、 (頭号船) (乾隆五十五《一七九〇》、十一、二) 進貢のため耳目官馬継謨等を遣わすむねの執照

琉球国中山王尚 (穆)、 進貢の事の為にす。

等を遣わし、表章を齎捧し、梢役共に二百を過ぎざるの員名を率 当たり、謹んで耳目官馬継謨・正議大夫陳天龍・ 年一貢なること、欽遵して案に在り。茲に乾隆五十五年の貢期に 処承宣布政使司に至りて投納し、 百四十一号、 五百觔を装載し、 ・煉熟白剛錫一千觔を装運し、 照得するに、本爵、 紅銅一千五百觔・煉熟白剛錫五百觔を装載し、 海船二隻に坐駕し、 煎熟硫黄六千三百觔・紅銅一千五百觔・煉熟白剛錫 船は礼字第一百四十二 世々天朝の洪恩に沐す。 煎熟硫黄一万二千六百觔・紅銅三千 起送して京に赴きて聖禧を叩祝 両船に分載す。一船は礼字第一 号、 会典に遵依して二 煎熟硫黄六千三百 都通事鄭章観 前みて福建等

す。

えば、即便に放行し、 号の半印勘合執照一道を給発し、 て便ならざるを致すを恐る。 して前去せしむ。如し経過の関津及び沿海の巡哨官軍の験実に遇 所有の差去せる員役は文憑無ければ、 須らく執照に至るべき者なり。 留難して阻滞するを得ること毋からしめ 此れが為に王府、 存留通事梁元魯等に付し、 以て各処の官軍の阻留し 礼字第一百四十一 収執

計開

正使耳目官一員 馬継謨 人伴一十二名

副使正議大夫一員 陳天龍

人伴一十二名

朝京都通事一員 鄭章観

在船都通事一 員 金堅

人伴四名 人伴七名

在船使者二員

夏蘇雞

人伴八名

梁元魯 人伴六名

存留通事一員

管船火長・直庫二名 蔡任貴 慶全保

水梢共に五十八名

乾隆五十五年(一七九〇)十一月初二日給す 右の執照は存留通事梁元魯等に付 此れを准けしむ